

関西労災職業病No.52

関西労働者安全センター

1978.8.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

も く じ

●アピール	1
■大阪労基局による被災者同盟への弾圧をはねかえそう	
●ぶつとばせ改悪労災保険法	2→4
■京都、神奈川、東京での差し止め通達（373通達）への闘い	
闘いの中から	5→8
■元清の黙殺と妨害をこえて……雪見さんの脳四栓労災認定獲得す	
●研究者交流会第10回例会報告	9
■マンガン中毒認定基準について……労基則35条改悪で大巾に内容後退	
各地の闘いから	10→11
■トヨタと互格の闘い開始 豊田青年労働者闘争委員会／田中九思雄	
●七月の新聞記事から	11
●ニュース	12→16
●健診部だより	16
●被災労働者の声	16
■8ヶ所の病院を転々——誠意の見られぬ病院、そして会社——	
●学 習	18→19
■脳卒中の労災認定について(その1)／京大労職研——足達 七郎	
●7月分会計報告／㊹	

アピール

大阪労基局による

被災者同盟への 弾圧をはねかえそう

8月25日、大阪労基局は府下14の労基署に対して、「大阪府被災労働者同盟関係の陳情は、当分の間一切受けつけるな」という主旨の局長通達を出した。これは、8月7日、被災者同盟員である野本氏の平均賃金問題をめぐる西労基署との交渉の中で、担当監督官である岩本氏が負傷するという「事件」が生じたことに対しての行政当局の措置であると考えられるが、事態の経過及び内容を一切無視し、意図的に「暴力事件」としてこ水をとり上げることにより、被災者同盟の組織破壊を企てる悪質・反動的な措置として、我々はこ水を強く糾弾し、即時に通達の白紙撤回のため闘いを組織

する必要がある。

当局が騒ぎたてている8月7日の「事件」とは何であるのか。今年の2月21日に同盟は野本氏の賃金問題についての申告を労基署に行つて以来、ほぼ半年にわたつて十数回以上当局に足を運び、西労基署だけでも十回以上足を運んできた。にもかかわらず、西労基署は一貫して誠意のある対応をすることなく、交渉拒否、約束の反古を繰り返してきた。そして8月7日においては、いきなり「同盟の主張は間違っている」と結論づけ、更に加えて、所轄外である税金の問題について暴言を吐くということさえ行ったのである。担当官の負傷は当局のこ水らの無茶

苦茶な対応に対する同盟の抗議の中で偶然生じたことであり、その責任のほとんどは当局にあると言えるものである。

同盟では既に8月31日付で「同盟の基本的な考え方」という文書を西労基署に提出しているが、当局は「謝罪文」「始末書」を執ように求めてきている。謝罪すべきはむしろ当局であり、我々はこのような不当な要求に決して屈することなく、「正義」は同盟側にあると確信するのである。

この様に、同盟の一切の主張、経過を無視した今回の労基局の措置はいかように考えても、同盟に対する弾圧と考えざるをえないのであつて、我々は、被災者組織である同盟の立場を全面的に支持し、全ての被災者、及び労働者に対する挑戦として、こ水をはね返すべく徹底した闘いを組織してゆかぬばならない。



☆と☆は、 改悪、労災保険法

前号(51号)の主張でも述べたように、労働省は7月4日付373通達を出し、「定期報告」未提出者への休業補償一時差し止め、という卑劣な対応に出た。「届書」提出者の15%か打切り、30%へ年金移行という結果から、労働省が「定期報告」提出に何を狙っているか、明らかであろう。しかしこの労働省の恫喝に屈せず提出拒否の斗いを続けていく被災者連がいる。彼らの斗いを支援し、敵の意図を打砕こう。

京都

8/5 京都上監督署交渉

差し止め通達を正面突破

▼7月以降の休業補償支払いを

約束▲

8月5日、京都上労働基署は、京都労災職業病学会の仲向をはじめ、関西労働者安全センター、大阪府被災労働者同盟などは、7月分以降の休業補償について差し止めることなく支払うことを約束した。この成果は、労働省が7月4日付で出した全国通達(373通達)——定期報告を出さぬ者は兵庫攻めにせよとの指示——を真正面から突破したものであり、全国的にも最も進んだ成果といえるだろう。

この交渉の席上において、「定期報告」の提出を拒否している杉山(阪神トラック)に対し

大阪府被災労働者同盟では昨年の届書拒否斗争の成果の一つとして、78年1月の定期報告は不要との約束をもちとってきたが、79年の定期報告への取り組みとしてまず、現在かけられてきている差し止め攻撃を許さない斗いを行うことを決め、京都杉山への全面支援に踏みきったものである。

8月5日当日は大阪からは被災労働者同盟とそれを補佐する南大阪労働者診療所の医療班など、併せて40名、京都現地からも約30名、東京からも1名のべにして約70名の参加があった。これらの圧倒的な力の結集に上労働基署も早々と音をあげたものと思われ、この成果を単発的なものにとどめず、より全国的なものとする努力が必要になってきている。

全造船浦賀分会組合員に

差し止めの強行!

不当な処分を許すな!

神奈川労災職業病センター

「頸腕・腰痛の人には十分療養してもらおう考えです。」と言っていた神奈川労基局。神奈川では腰痛で休業中の全造船浦賀分会大立氏に休業補償の差し止めが強行された。

9月2日、浦賀分会、横須賀地区労、神奈川労災職業病センターでこのことについて交渉をもった。「処分の理由が納得できない。わかりやすく十分説明しろ。」と大立氏は2つに満たない子供をあやしむから署側に迫る。ところが、対応した労災課長は「私は……と思います。」といった調子で説明らしい説明もできず、しまいには処分の根拠条文をとりちがえる始末であった。途中から署長が顔を出したが、「局の命令で差し止めた」

の一点張りである。だが、「年金には移行しない」というこれまで確認もあり、差し止めのデタラメさはだれの目にも明らかである。京都で支給された例も出された。ついには「署として出すように努力したい」という確認をとり当日の交渉を終えた。差し止められてからというものの、大立氏の奥さんは働きに出

て一家の生活を支えている。「不当なものには不当なんだ」とこんがんばりぬく。「彼の決意は固い。彼が不屈に闘い、勝つことによつて全体の被災者が守られる。近い将来予想される労基法の改善——解雇制限の短縮し攻撃をうらぐたくためにも絶対に負けられない闘いである。」



東京

監督署長自らも

差し止めの不法性を自認

労災保険法改悪阻止実行委員会

私達は休業患者に対する不法不当な7月分からの休業補償給付差し止め処分に反対し、処分

の白紙撤回と被災者の立場に立つた労働行政を行うよう要求して闘つてきている。千葉東京労基局労災管理課長は署長会議等の席上、「当局のやることにまらぬはいはない。報告書を出さな

い者は違法行為者だ。署長は一切交渉に出るな。」と指示を出し、私運の要求に対して確かで無いふせようとしてきている。しかし、私運は行政内部の事情はどうあれ、差止め処分を決定した署長自らに交渉に応じて釈明せよ、と要求し、7月末以降、渋谷・上野・池袋・中野・三田労基署等で署長交渉を約束させて、実現してきている。

殆んどの労基署長は交渉の中で、「年金かどうか判断できないので差し止めだ」と言いながら被災者に対しては、「あなたに年金になるはずがない。だから報告書を出してくれ。報告書を出せば差し止めはすぐにやめる」と全く矛盾した事を言ってきた。しかも、ある労基署長は、私運の、法律通り、原則通りの行政をやれという追及の中で、「労災法47条の3による休業補償差し止めは症状の把握ができないための一時差し止め処分であって報告書を出さないという手続き(形式)に対する

制裁処分ではない。従って、何らかの方法で年金に移行するかどうかの症状把握ができれば原則的には差し止め処分は解除されなければならない」とことを確認した。しかし同時に、「原則的にやりたいが我々には上からの手続き的指示があるもので、差し止めざるをえない。」と、今回の差し止め処分が不法な行為であることを自認したのである。

またある署長も同様に、「私だつて差し止めはやりたくない。石田前労働大臣の国会答弁からみて報告書は形式的なものと思ふ。6月15日以来、千葉労災管理課長には差し止め処分をやめるよう再三上申してきているし、今後再三上申を続けていく。」と断言した。

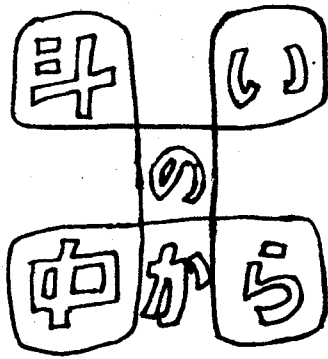
その他の労基署からも「こんなことでは現場は混乱するばかりだ。」との意見が多数出されてきている。

労働省のいう全国斉一行政は全くデタラメである。7月から

差し止めると言いながら8月分も休業補償がでている。一年半休業しているのに報告書を送らしていない、など全国不統一性がますますはつきりしてきた。これは、もともと報告書の目的が年金のあるいわけであるのに、この機会を悪用して、長期療養者の症状把握・症状固定・治中打切りをねらうことから出てきている様々な矛盾に他ならない。私運の要求は「労基署の裁量を復活させ、被災者救済の立場から被災者の実情にあつた適切な行政をやつて下さい。昨年の東京方式(年金該当者以外は届書不要)を是非再現して下さい」というものである。不当な休業補償の差し止め処分を撤回させ、被災者の生活と権利を守り切るためにも、今後、あらゆる斗いで反撃していく。



元請の黙殺と妨害をこえて



雲見さんの脳血栓

労災認定獲得す

● 全港湾建設支部 名村分会 ●

はじめに

昨年12月27日、名村造船所構内で歪取りの作業中脳血栓のため倒れた当分会員雲見義男氏の労災認定斗争は、7月24日ついに業務上の認定をかちとり、勝利した。その間7ヶ月の道のりだった。

私連名村分会は、昨年12月1日に組合を結成し、まだ日も浅く、何もかもぶつかることが初めて経験であった。その上、造船不況合理化の真っ只中、組合結成—即、首という情況の中で、直ちに最大の課題「不当解雇撤回の問題」が突き出されてい

組まねばならなかったのである。そのなかでの労災認定斗争だった。しかも、病気は脳血栓という目に見えてその因果関係を明確にできる病気ではなかった。私連分会全体としては、脳血栓が労災に認定されることについての十分な確信を持っていなかった。

しかしながら、私連名村分会は組合員でもある義男氏と同僚の「これは労災だ」という直感と、この直感を引出したところの下請業者青戸の労災問題の対応に対する怒りを出发点にして、労災認定斗争を開始した。まことに困難な諸条件のなかでの出発だったのである。

私たちは、この困難性を整理し、どう突破してきたのかをふり返り、不充分性を点検し、更に、二の一步の勝利を土台に、下請労働者の権利獲得、名村に対する雇用責任の追及しという次の課題に向かっ、て前進していくかぬばならないと考えている。

問題点は何か

どう解決したか

1 青戸は 組合の度重なる労災認定申請の要求に対して、「組合がかんんでいるからダメだ。家族のものが個人的に頭を下げて頼みにくれば、してやってもよい。」と、組合に對する露骨な嫌悪の情を示すと共に、労働者を自分の手下としてどうにでもなるという下請親方のごう慢さを示したのである。

そのために、私達石村分会は、組合独自で関西安全センターの人の協力を得ながら、労災申請の準備にとりかからねばならなかった。しかし、遂にこの青戸の態度にはがまのできない怒りを生じさせたし、今後の斗争継続のバネになつていたのである。

2、雲見氏は、青戸に、75年6

月から2年半も勤務しながら、政管健保ではなく、国保を自分でかけていたのである。この国保から政管健保への切換への闘いをし、医療費の負担を軽くすること、同時に、当面の生活の資を得るため、「生活保護」の手続きをしていく、という緊急な課題を實現していかねばならなかった。

私達下請労働者は、これまで何の保障もなかつたが故に、生活と斗争を支える一番底のそのからかちと、っていく闘いをしていかねばならなかった。もちろん、青戸は、労災中に組合嫌悪の故に不当にも首を切つたにもかかわらず、何もしてくねばかつた。退職金もゼロであつた。

その上青戸は、健康保険の切換之にあたり、その保険料の負担がいやで、何やかやとゴネたのである。自らが権利も保証せず、労働者を酷使し、ぼろ儲けをしてきたことを一切ふり返らず、「労働

3、分會全体の斗争課題のなかでの労災斗争の位置づけの問題がある。私達は造船不況のなかで全員解雇の攻撃をうけていた。これをね返すためには非常な努力がいるし、また、組合結成直後で力量もなはいなかで、金と時間の面からいっても、労災斗争をやり切れるのかという問題であつた。

しかし、私達が労災認定申請の組合意見書の作成過程で明白につかみとつて、いたことは、雲見氏の問題は単に一個人の問題ではない。下請労働者全体の問題である。下請労働者の置かれて、いる労働史態の矛盾の集中的な表現として、労災が起つたのである。

従つて、雲見氏の労災斗争は、下請労働者が立ち上がり、いく、権利を獲得していく、解放されていく重要な闘いであることとの確信を深めて、いたのである。

斗いの教訓

雲見氏の労災認定斗争は、大きな困難の中で出発せざるを得なかつた。しかし、労災は認定され、一定の勝利をからとつたのである。私達は、この労災認定斗争を通じて、重要な教訓を獲得することができた。

それは、一つに、「團結して斗えば、勝利することが出来る」という、新しい教訓ではないか。斗争の眞理を更に深く分會員それぞれが認識できたことである。私達下請労働者は、くり返すが、何の権利も、保証も与えられず、差別されてきた労働者であつた。そうであるが故に、あきらめやすく、團結することを知らない労働者として作られてきた。

例えは、造船の現場で転落事故でけがをする明確な労災事故の場合ですら、医療費と生活費を保証せよというあたり前の要

求さず会社側に要求しない労働者がいた。要求すれば首になるという状態に置かれていたし、「自分は日雇いだから」と諦らめてしまふ労働者だつたのである。まして、腰痛やケイワン、脳出血、脳血栓などの目に見えない病氣など労災にしようなどとも思わなかつた。

そうした中で、「怒り」を武器にワケ月間も組合に團結して斗い、認定をからとつた意義は大きい。雲見氏の奥さんは、「近所の人たちが脳血栓で労災になるわけがない」と言われながら労災認定をからとつた。組合の力がこんな大きなものだとは思わなかつた。しとつくづくもらしている。

この感想が私たちが名村分会全体の感想でもある。「よくやつた。」「斗えば勝てる。」「下請労働者も人間だ。斗つて下請労働者の権利を獲得していこう。」これが、今の私たちの感想である。

そして、改めて、名村や青戸

が労働者を人間として扱つてこなかつたことに对する怒りが吹きあげている。斗いはこれからののである。

二つめに、私達が得たことは、この労災認定の勝利は私達名村分会だけのものではない。直接的には、労基交渉で支援してもらつた建設支部や地域の労働者の共同の力によつて得た勝利であるが、更に、それは先人の困難な斗いの蓄積の上からちえた勝利であることである。脳卒中が労災であるという斗争は、その初期においては非常に困難であつただろう。「脳卒中は遺伝だ」とか「体質だ」とかという「アルジョア」的な医学思想が横行し、労働者のための医学の研究が非常に遅れている段階での労災斗争は、例えは、労基署に百人、二百人規模の動員をやる、労基署に座り込む、あるいは、大部の意見書を提出する等、苦勞に苦勞を重ねた斗争の結果切り拓いてきたものであろう。その成果の上に私達の名村分会の

労災斗争があつたのである。確かに、まだまだ医学が労働者のものとなつておらず、企業や行政の壁は厚いが、過酷な労働条件のなかで働らかせられれば、脳卒中が起り得る。労働災害であるという観念が定着しつつある。

私達名村分会も、先人の苦斗があつたればこそ勝利が切り拓けたということと深く認識しつつ、そうした先人の闘いの一つの事例となるべく後人のために奮闘していく決意を固めている。

次の闘いは

私達名村分会は、労災の認定は勝利の一つの段階でしかないと考えている。

企業に対して責任をとらせる闘いは、まだほとんど進んでいない。闘いはまだまだこれからである。

名村に対して労災の責任と雇用責任を追究していかねばならない。

労災の責任追及とは、労災の原因をなくすよう名村に要求し、実現させていくことである。労災の原因がなくならない限り、再び労災は起る。豊見代一人の向題ではないのである。

労災の原因とは、すなわち、劣悪な作業環境下で労働者としての権利も与えず、労働者を酷使していたことにつきる。

私達のスローガンは「人間らしい作業環境に改善せよ」「安全施設や健康管理を充実せよ」「最低限、労働基準法を守れ」「社会保険を適用せよ」等である。つまり「労働者としての権利を保証せよ」である。

名村は下請労働者の組合を認めない。労働者の団結権、争議権を認めさせることが労働者としての権利を基本的に保証させていく道である。

従つて、私たち名村分会は、労災の認定をテコに、安全・健康管理面からとりあえず名村の労働者無視を改善させていかねばならないと考えている。

次に、「労災中の解雇はで

きない」という労基法第19条の向題がある。豊見代に対する解雇は組合嫌悪の不当解雇であり、現在地労委で係争中であるが、労基法の面からも解雇撤回への動きをつくつていかねばならない。その際重要なことは、相手は青戸ではなく名村だということである。青戸は単に口入れ屋にすぎず、名村こそ全ての面を下請労働者に対する支配と搾取を行つていたのである。労働者を差別し、下請労働者を安上がりに使つてボロ儲けをしていく構造、いらなくなり邪魔になければ契約解除などといういとも簡単に労働者の首を切つていく構造を変えていかねばならない。

その意味において名村に雇用責任を追及していく闘いが今後非常に重要になつてくる。

既に隣りの佐野君では下請の死七事故に対する親会社の責任賠償ということでの裁判所の判決が最近でた。これらの闘いの成果を土台に名村への責任追及をやつていかねばならない。共にかんばろう。

関西研究者交流会★10回例会報告

マンガン中毒認定基準

労基則35条改悪で大巾に内容後退

行政の一方的認定要件策定を許すな!

去る8月19日に、才10交流会が行われました。今回は「マンガン中毒」の認定基準について討論しました。

「マンガン中毒」の認定基準は、昭和38年5月6日に基発才522号として決められていま

すが、今年4月の労基則35条の改悪で、その内容が大幅に後退し、さらに、その具体化として認定要件作成が進んでいます。

改悪の大きな点として、次の点が揚げられました。

まず、基発才522号では、マンガン中毒の初期と言われている睡眠障害や、性欲減退や自覚症状が認定されるのに、今回の改悪で、典型的なマンガン中毒のみを認めるという様に大幅

に後退しています。しかし、マンガン中毒の初期で、患者は、とても苦痛であることが許されませんでした。しかも、この段階なら、ばくろの中止により、ある程度回復するのに対して、典型的になつてしまうと、もう回復しませんが、つま

り、今回の改悪で、認定された時には、すでに回復できないということであり、これは非常に内

題があることが指摘されました。次に、マンガン中毒としてあ

次回の案内

日

9月30日(土)午後4時から

ところ

松浦診療所(弁天町下車)

テーマ

206-1574-8010
フシ素による斑状歯について

講師 梅村 長生



各地の 闘いから

今年初め
愛知労災職業病連絡会 発足

トヨタと互格の闘い開始

豊田青年労働者斗争委員会 田中九思雄

愛知労災職業病連絡会が今年初め発足して以後、トヨタ自工内での労災斗争は質的転換を遂げた。それまでの主に労災患者への非人道的取扱いを問題にした企業内での糾強を主体にした斗争より、行政・医学面でトヨタと互格で闘う正面戦と評される構えでの斗争への取組みが開始された。

7/2 トヨタ自工

を告発する講演会

を南

このことを内外に宣言し、トヨタ自工およびトヨタ関連で働く労働者に決起を呼びかけるた

7月2日、豊田勤労福祉会館で、7・2トヨタ自工を告発する講演会「労災・職業病ご泣き度入りせず斗おう」が百三十名の参加のもと開催された。主催者を代表して、青年労働者斗争委員会、およびトヨタ自工労働者戦線より斗争の現状報告がなされ、愛知労災・職業病連絡会議を始めとする各戦線よりの連帯のあいさつの後、鎌田慧代と高杉晋吾氏の講演が行われた。

鎌田慧代は「コンベア」の思想の題名のもと、「月動車絶望工場」を書いたため、トヨタ自工で季節工として働いた体験をもとに、ライン作業の非人間性と、それを労働者に押し付けてく

る資本側の思想のこうまん性を鋭く暴露した。

高杉晋吾氏は「労災・職業病と反差別統一戦線」の題名のもと、ソニーに殺された労働者などの実例を引きながら、日本の社会体制が差別構造の上に立っていること、現在の労災・職業病を生み出す原因がこの差別構造にあること、斗争を起すこと、活動家は反差別の思想性を持たなければならぬことを軸に訴えた。

講演後、懇談会を持ち、愛知の斗争部隊、トヨタ自工の労災斗争を闘っている被災者等が交流し、講師をふくめて卒直な意見交換を行い、今後の健闘を誓い合った。

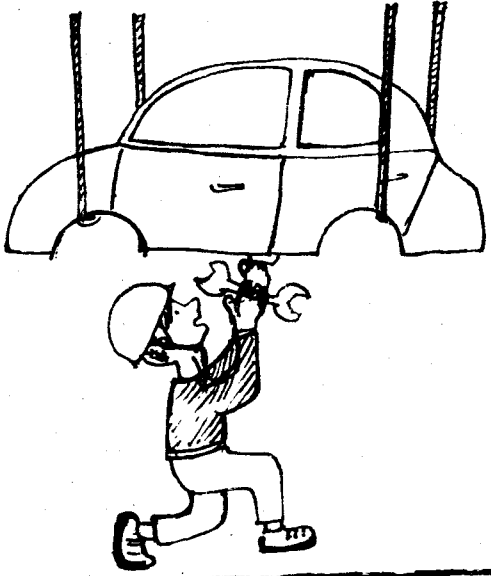
自工労働者の 腰痛認定斗争勝利

更に前進を

この集会後、集会に結集した仲間の支援のもと、トヨタ自工

労働者石山氏の腰痛労災認定斗争を行ない、7月29日、岡崎労働基準監督署より労災認定を勝ち取った。

石山氏の労災斗争勝利により勇気づけられた被災者が次々と決起しはじめている。トヨタ自動車はこの状況に危機感をもちトヨタ自工戦線の活動を封じ込める策動を開始した。この策動を打破り、労災斗争を更に前進させるため全力をあげることに誓うとともに、変わらぬ御支援と御指導をとおきたい。



7月の新聞記事から

7月5日

業者側の神戸港運協会は休業補償費の支払いを拒否していたが撤回して認定患者21人には3日間の休業補償費を業界が立て替える事をきめた。

7月13日

大阪市大正区の肥料工場でタンク内の清掃作業をしていたワムのうち4人が酸欠で死した。疑いで調査をはじめた。

7月20日

堺市でコンクリート混和剤を入れたタンク上で配管熔接作業をしていた人がタンク爆発で大けがをした。

7月20日

上越新幹線陸名トンネル工 現場で陥没事故 幸い作業員は避難し無事だった。

7月19日

東北新幹線高架橋工事現場で橋脚基礎のたて杭を掘るための穴の中に入っていた3人が酸欠で死した。3人はいすいすも出稼おで孫請の労働者であった。

7月26日

動燃車海事業所作業員6人がポルトニウムで体内被曝した。

前線から

都島

全国一般都島友の会斗争

8/21 和解成立

51年5月
以来、2年
余にわたつ
て「不当解
雇撤回・私
業病撲滅」
をスローガ
ンに斗われ
てきた全国
一般労働都

島友の会が不当労働
行爲を行つたとの疑
惑を招いたことへの謝
罪、(5)争議の円満解決
の確認、(6)解決金の支
払い、(7)地守委の取下
げ、とり項目にわたつ
ている。

島友の会斗争は、8月
21日、裁判所の仲介で
友の会側との和解が成
立し、一応斗争を終結
した。和解の内容は(1)
解雇しE阿佐保母への
解雇撤回と自主退職、
(2)組合員2名の退職、
(3)4名の保母に労災認
定のあつた事実を認め

内容を見れば明らか
なように、組合側にと
つては決して満足のい
くものではないが、保
育労働者の労災私業病
を明らかにし、労災認
定をからとり、他の保
育所にも労災斗争が広
がったこと、劣悪な労
働条件、保育内容のも
とに依りている民間保
育労働者の労組結成が

促進され
更には保
育労働者連
絡会等、取
場をこえて
団結と交流
が進んだこ
となど、多くの成果を
得てきたことも明らか
です。
これにつけても、女
性のみの労働にある、
結婚、出産、人間関係
の難しさなど、斗争を
継続していく上での様
々な困難がこの斗争で

とれだけ克服しえんか
など、総括しなければ
ならない問題はまだまだ
多くあると思われ、ま
た、友の会の取場
における斗争は一応終
結したものの、その過
程で起つた、支援労働
者への暴力事件デッチ
あげについての刑事裁
判は続行中であり、今
後とも無罪判決をかり
とるまで斗争を続けて
いかねばならない。

南大阪

脳卒中の

業務外決定をくつがえす

●全港湾大阪支部大1運輸分会●

8月下旬、大阪西労
基署は、昨年11月に行
つた、全港湾大阪支部
大1運輸分会の住次氏
の脳出血死七について
の業務外決定を取り消
し、改めて業務上認定
を行った。

故住氏は、昨年7月、はしけ船二での仕事の中に脳卒中で倒れ、そのまき死したものである。これに対し遺族は「7月の酷暑の中、鋼鉄船二での作業が引き金となって卒中を起した」として労災申請を行っていたが、11月11日、「因果関係はない」として業務外決定が下りた。その後60日以内に不服申請を行っていないため、遺族も半ばあきらめながら、大阪支部安全委員会と相談した。支部安全委では「作業中の脳卒中については、これまで多くが労災として認められている」として、大阪支部委員長、安全センターとともに今年の6月14日西労基署と交渉をもち、処分撤回を要求し、その

後も接衝を続けてきていたものである。このように一度出た業務外決定がくつがえるほどに、脳卒中と

大阪

マンガン中毒認定要件問題で大阪労基局へ交渉申し入れ

一方的な認定は許さないと

8月1日、総評大阪地域合同労組植田マンカン分會・同労災訴訟を支援する会・大阪府被災労働者同盟・関西労働者安全センター・関西研究者交流会など9団体は、大阪労基局に対して「マンガン中毒認定要件策定に関しての交渉申し入れを行った。

今年4月に労基則が35条が全面的に改訂改善されるに伴い、職病認定規準の見直しが進められている。その内で行くつかの職病については、現在の認定基準という考え方は別に、「認定要件」なるものを作った件とする、と労働省が考えていることが明らかになっている。そして、マンガン中毒・騒音障害など5つの疾病については、今年度中にそれを決めることもいわれているのである。これらの動きに対して、35条改悪反対の闘いを進めてきた被災者をはじめとした多くの団体は、「認定の合理化は被災者切り捨てに連がる」として、マンガン中毒をはじめとして、労働者の動きを封じこめる闘いを始めることを確認している。

今回の大阪労基局への交渉申し入れはその闘いの先端でもあり、現在、交渉実現へ向けた活動が進められている。



此花(画)

また一つ露見！ 住電の時間ごまかし

社長に公函賃金向状提出

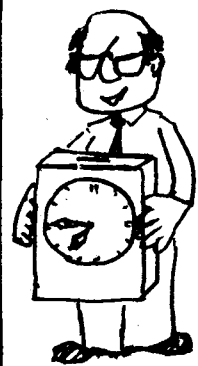
●住友電工 住友電工 住友電工 住友電工

住友電工の斗う労働者有志は、大阪労基局の就業前後15分の未払賃金問題に關する最終結論を目前に控え、8月31日付で、住友社長である亀井正夫に對し、5項目にわたって公函賃金向状を提出し併せて、住友門前でピラ入れを行つた。

賃金向状はこれまで会社が労基署の調べに對して行つてきた「いいのがれ」について反論する形で行なわれており、向題の15分向が明らかに労働時間であることを増々確かなものとして、住電の他の労働者にも訴える内容の

そののである。ピラにもあつたが、概その試算でも、2年向の未払い賃金は1人につきほぼ26万円(付加金込み)となり、多くの労働者

の関心をひく斗いとなつてきている。又、8月9日には未払賃金の申告者であるのは「早出時において、始業前の15分の『休けい』をとリ、その後の実働9時間に対し45分しか休けいを与えていないことは、明らかに労基法違反であり、即座に是正を求め



る 申告を西野田労基署に對して行つた。これは住電資本の「時間のごまかし」を改めて象徴する向題でもあり、斗う労働者はこの向題もあわせて追及していくことを決めている。

南大阪

8/25、8月定例幹事会開く

健保改悪反対斗争強化を

●南大阪労働者診療所運営委員会●

南大阪労働者診療所 診療所増築向題に關連(松浦診療所)運営委として今回は、増築部分員会8月定例幹事会は、8月25日、約10名の幹事の参加を得て南かい。前回にも議論された

原則的には平日のみの利用とし、管理は運営委員会が経営委員に委託すること、を確認した。又、歯科検診室については解決すべき点はいくつかあるので、かく着工を早めるよう手続きを急ぐことにはった。総会南借向題は具體的な内容のつめが不十分で、再度事務局で検

討した後、次回幹事会
で議論することになっ
ている。

懸案となっていた健
保改悪反対斗争への取
り組みも論議され、具
体的には、臨時国会南
催を控え、政府側の動
きを注視すると同時に
各政党・住民団体へも
取り組み要請を行い、
国会議員の協力も得ら
れるよう準備すること
が、幹事としては大阪総評
大会などで反対決議を
あげていく、更には地
域・職場でどう等有利
用した情宣活動にとり
くみ、斗いを盛り上げ
ていこう、と確認し合
い、8月幹事会を終え
た。



広島

反核・反原発・反侵略

8/6 広島集会開催

●原子力防災編集集会議●

原水禁大会と同じ、
広島で、反核・反原発
(反火電)・反侵略の
スローカンのもとに8
・6広島集会が開催さ
れ、地元広島をはじめ
全国各地から300人
余りが参加した。

当集会では、電産中
国・三菱長崎造船所な
ど各地での反核・反原
発・反火電・反侵略の
斗争報告がなされ、ま
た、木戸平和問題懇談
会、九州住民運動団結
交流会をはじめとして
多数のメッセージが寄
せられた。

この中で、電産中国
の豊北原発反対斗争の
報告が特に興味をひ

いた。電産中国は斗う視
点として、原発建設は
農漁民だけの問題では
なく、電力労働者、即
ち都市の労働者の内
題であり、農漁民との
共通の課題である。反
原発・反合理化・反派
反の3つの斗争目標を

掲げ、具体的には中国
電力に対してストをう
ち、農漁民との共闘を
進めた。
この集会に参加して、
原発は地域住民だけの
問題ではなく、都市の労
働者にとっても問題で
あり、地域の農漁民と
十分共闘していけるの
だ、という確信を深める
ことができた。

名古屋

8/5

名古屋三里塚斗争に連帯 する会労働者学習塾主催で

労災職業病斗争学習会開催

8月5日、名古屋三
里塚斗争に連帯する会
労働者学習塾の主催で
労災・職業病斗争につ
いての学習会が南カレ

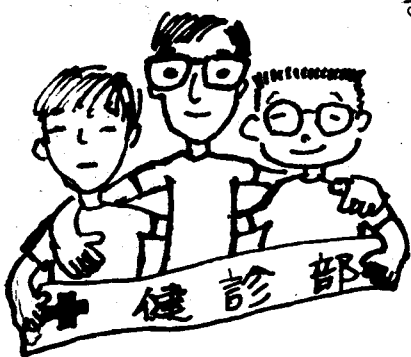
た。
労働者学習塾では、
過去3回、南大阪や東
京から労働運動の活動
家を招いて、「地域斗

健診部だよ!

多くの人の協力で 南大生協支部・福岡分会の 健診に奮闘中

現在、私たち健診部は、全国一般合同労組南大生協支部の健診と争議中の全港湾大阪支部福岡分会の健診でテナテコまひです。南大生協の方は、190名にのぼる、大口の健診です。大学の生協食堂や「購買」、喫茶の仕事をしている婦人労働者が中心の職場でかなり仕事もきついよ

うで、「つかい痛み」の人や、「五十肩」の人が多いようでした。健診部は一名が病気で休んでいましたが8月から職場復帰し、3名でやっています。南大生協は、診療所に行くのみでやるだけでなく、医学生のみならず、学生さんにも協力をいただいで、奮闘中です。また、福岡分会も、現在半分程度しかでき



ていませんが「極悪元請・岡谷鋼機」に責任をとらせる斗いに、少しでも役立てたらなあーれと思っやっています。

争と活動家の任務してテーマに学習会を南いできたが、今回が最初となる第二期からはテーマ別に振り下げていこうということですが、労働職業病問題がとりあげられたものだ。当日は安全センターの常任が講師として招

かれ、安全センターの今までの経験を中心に労働職業病斗争の考え方について、約25名の参加者と共に話し合った。特に認定斗争をめぐる問題については色々の意見、質問が出され、それを水の職場における困難さをどう克服

版していくのが、等々の討論が行われた。又、この学習会には愛知労働職業病連絡会からも参加があり、今後の愛知における斗いの協力についても意見交換された。労働者学習塾では引き続き労働問題の学習

会を南くことを予定している。内い合わせ等は左記まで
(住所)
名古屋市熱田区三本松町
1-4 松田ビル101
名古屋ローム社
(TEL) 052-882-2408

被 災 勞 働 者 の 声

8ヶ所の病院を転々

誠意のみらぬ病院、そして会社

私が現在の製材所に入社したのは、昭和29年8月です。昭和34年5月頃、仕事で足場の上で2人で丸太をかっついで積み込み途中、前の同僚が足場で滑り、倒れて丸太が足場の上に落ち、私はかっついでまま前の方に押し倒されたいきおいで腰に圧力がかかり、腰を痛めて動けなくなりました。すぐ会社の人達が病院に運んでくれました。20日位、自宅休養通院で治療していた。

その間の休業補償は会社に立て替えて貰っていたが、労災保険であったかどうかはわからなかった。20日間、過ぎて軽作業をやり始めた。勿論、現在まで軽作業を行いつつ、治療には専念していた。当然、軽作業である、治療は朝の内は行けず、夜の方で仕事が終わって、現

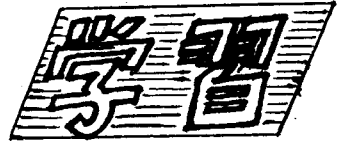
在、松浦診療所に来るまでは各病院（8ヶ所）を転々とした。理由は、行く所行く所思わしくなく、誠心誠意みてくれなかつた為である。そう言う中で52年5月9日頃、腰への痛みと身体全体がシビレがきて、脳神経科へ行ったら、脳血栓の手術をしなければ駄目だと言われ、手術をし、4ヶ月入院した。入院するまでは生活の方はおごく普通だったのだが、入院した為には生活費とか手術代に多大な借金をかかえた。勿論、社会保険の傷病手当金は6ヶ月分だけであり、当然その場限りみたいなのはどうしようもなく、思い余って会社に行き、腰の方の労災保険で手続きをしてくれるよう頼んだが、会社には、手続きがわからぬから駄目だと言われ、どうしたらいいか

困惑した。今思うと会社のあいまいさに腹が立ち、ショックであった。52年11月頃、関西倉庫の私の友達が被災者同盟のこ

とを知っていたので話を聞き、さうそくお願ひにあがった。同盟では快く話を受け取り、さうそく同盟の方々と一緒に会社へ話し合いに行き、会社の非を認めさせ、同年11月10日頃、監督署に行き再発認定をやつてもらった。

認定になるまでは本当に苦しい生活の連続であった。現在は前にも述べたように、松浦診療所で治療を受けており、精神的な安楽とともに、身体の調子も順調であり、今までの苦しみを忘れ、復帰へ全力を尽くしている。

今までの経過において、同盟の皆様方の温かい支援、身にしみて心から喜んでいきます。これから同盟の為頑張ります。現在、私と同様の苦しみをしている人達の為には、支



脳卒中中の

(その1)

労災認定について

京大阪大労職研 足達 七郎

日本の脳卒中・高血圧の特徴

我国では脳卒中が多く、4人に1人は脳卒中で死んでいる。年をとるほど脳卒中を起しやすくなるが、欧米と比べても比較的若い働きざかりに起こる脳卒中が多いのが特徴だ。

脳卒中のうち多くは脳出血と脳梗塞であるが、欧米では多くが老人の脳梗塞なのに対し、我国では脳出血もほぼ半分あり、働き盛りの労働者を倒すのは、脳出血やくも膜下出血が多い。高血圧者は欧米と比べてもあまり多くないのに我国では脳卒

中、特に脳出血が多いのは、高血圧の進み方に特徴があるため。高血圧に影響を与える生活や労働、栄養などの環境の反映であらう。

日本でも特に脳卒中の多いのは、秋田県など東北地方の農村であり、農業や出稼ぎなどの重労働や塩分のとりすぎ、蛋白質や脂肪などの少ない栄養的偏りによると言われている。また大阪などの都市では、全般に脳卒中は少ないが、同じ労働者のうちでも、中小企業や日雇いなど、肉休労働がきつくと、生活条件の悪い労働者や、残業や夜勤などの多い職種では脳卒中が多い傾向があるといわれている。

脳卒中は予防できる!

脳卒中、特に壮年期のそれは、かなり予防ができることばかり、地域ぐるみで熱心に対策をとり組んだ所では脳卒中が約半分に減り、効果を上げています。

脳卒中に特に関連の深いのは高血圧なので、最も大事なのは高血圧を早く発見し、それを悪化させるような重労働・精神的ストレス・食塩過剰、栄養の偏りなどを改善し、必要なら医者にかかって血圧を下げる薬をのんで血圧を調節することだ。60才ぐらいまでに脳卒中を起した人を見てみると、たいていの場合、仕事などで無理しすぎたり、検診を受けず高血圧であることを知らなかったり、知っていても職場などの事情から必要な生活管理や治療をやれなかったというふうな人が脳卒中を起していることが多い。高血圧や脳

卒中はそういう意味で職業や労働と関係の深い病気である。

増える脳卒中の

労災認定例

働いている労働者が脳卒中で倒れた場合、一般にはまだまだ「よくある病気」でこれにも起こるし、じん肺や産業中毒や頸肩腕障害などのように職業病として広く認められていないし、とあきらめる場合が多いと思われ、しかし、ここ数年、積極的な労働組合や団体が労災認定にとり組んで、ようやくかなり認められるようになった。私共脳卒中の労災認定に協力した例ももう10数例を数えるが、既に決定が出たものはすべて業務上となつていて、私のまわりでは認定斗争にとり組んで業務上にならなかつた例はなく、またこの隣国誌や「月刊いのち」や「判例史例」労災職業病でも

数多く認定例が報告されておられ、今や、労働者の脳卒中は業務上であるとの考えは、労働行政も含めて、かなり公認されてきたようである。

予断を許さぬ情況……

労働行政・企業の

反響を許すな!

しかし必ずしも事態は楽観的ではない。認定に際しても労働行政は大きな制限をつけており、基本的には昭和36年の認定基準の線を変えておらず、発病のきっかけとなる特別の（質的あるいは量的な）過激な業務や突発的なできごとが明らかでない場合には認定をしぶる。特に運動として取組まず、請求書を提出しただけの場合、監督署は簡単な調査だけで業務外とし、現に最近もこの例そのようは例をきいている。（これは現在支援団体とともに詳細な調査を行って審査請求を行い、局と交渉を

行ったり、その準備をやっている。）

やはり労働行政はそのままでは労働者を切り捨て、倒れた労働者を見捨てる姿勢を変えておらず、それを動かすのは、労働者や被災者の運動と力次第ということは、脳卒中の労災認定についてもあてはまる。

これに関連したもう一つの由ゆしき事態は、脳卒中の労災認定例が多くなるにつれて、企業としては高血圧者の管理を労務管理として行いだしているということである。

ある下請労働者は、親企業の検診を受けたが、血圧が160程あるから正常範囲まで下がったという診断書を持ってこないといふかされてもらえないと診療所にかつてきた。軽い高血圧があつても働ける職場や労働条件をつくるという健康管理ではなく、病者を排除しつつ、労働者をすりつぶして、不況をのりきろうという「管理」が着々と進行しているのだ。（以下 次号）

7月分会計報告

取入

会費	184700
機関誌	110002
カンパ	792352 ①
資料	4640
パンフ	3300

計 1094994

7月分収支 +261075

先月からの
くりし 1075127 (+)

1336202

うち、
斗争勝利の
カンパは 150000
種立金(別会計)

8月へのくりし 1186202

支出

事務費	140648 ②
機関誌	53500 ③
活動費	130046 ④
郵送費	19725 ⑤
人件費	490000 ⑥

計 833919

(註)

- ① 佐野安下請裁判斗争勝利カンパ 5万
 全金太平支部認定斗争 " 10万
 (遺族より)
- 古いコピー機械の売却代金 3.6万
 を含む。
 あとは 夏期カンパ と 定期カンパ
- ② コピー機械 2回目月賦 6万 (残48万)
 7月分 部屋代・共益・水道代
 物品棚、感光紙、6月分ガス
 7月分電気、新聞代 等
- ③ 49号 機関誌印刷代
- ④ 6月分 電話代、社保料
 半年定期(通勤用)等 通勤及び
 活動交通費(東京出張電2回分除)
 パンフ等資料購入費 など
- ⑤ 振替手数料、切手代(¥17960)
- ⑥ 夏期一時金 (3人分)
 7月分人件費 (1人分)



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第52号

昭和53年8月30日発行（毎月一回30日発行但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28